

議案第 号

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年11月28日提出

富里市長 相川 堅治

富里市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富里市国民健康保険税条例(昭和43年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第24条各号列記以外の部分中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の富里市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。